

令和4年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における令和4年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

採点のポイント	(1) 空間構成 ①建築物の配置・構造計画、②ゾーニング・動線計画、 ③要求室等の計画、④建築物の立体構成等 (2) 建築計画 ①貸事務室の収益性、可変性、快適性等に配慮した計画 ②シェアオフィスの収益性、快適性及び多様な働き方に対応可能な計画 ③省エネルギー及び二酸化炭素排出量削減に配慮した計画 (3) 構造計画 ①地盤条件や経済性を踏まえた基礎構造の計画 ②無柱空間や耐震性等に配慮した構造計画 (4) 設備計画 ①空調方式、設備スペース及び設備シャフトの計画 ②貸事務室の排煙計画
	※ 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合 ①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「面積表が完成されていないもの」又は「計画の要点等が完成されていないもの」 ②図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等） ③次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの 貸事務室A、貸事務室B、シェアオフィス、コミュニティホール、エントランスホール、レストラン、受水槽室、消火ポンプ室、エレベーター、PS・EPS、直通階段（屋内）、屋上庭園、屋外テラス席、駐車場、車椅子使用者用駐車場、サービス用駐車場、駐輪場 ④法令の重大な不適合等、その他設計条件を著しく逸脱しているもの
採点結果の区分（成績）	○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。 ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランクⅣ：設計条件及び要求図書に対する重大な不適合に該当するもの *「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。 ○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランクⅠ：33.0%、ランクⅡ：6.1%、ランクⅢ：32.4%、ランクⅣ：28.5% ○受験者の答案の解答状況 ランクⅢ及びランクⅣに該当するものが多く、具体的には以下のようなものを挙げることができる。 ・設計条件に関する基礎的な不適合：「要求している主要な室等の床面積の不適合」、「階段の不成立」、「地盤条件や経済性を踏まえた基礎の構造不適格」 ・法令への重大な不適合：「道路高さ制限」、「避難経路」等
合格基準	採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。

2. その他

試験問題及び標準解答例は、(公財)建築技術教育普及センターのウェブサイトに掲載する。